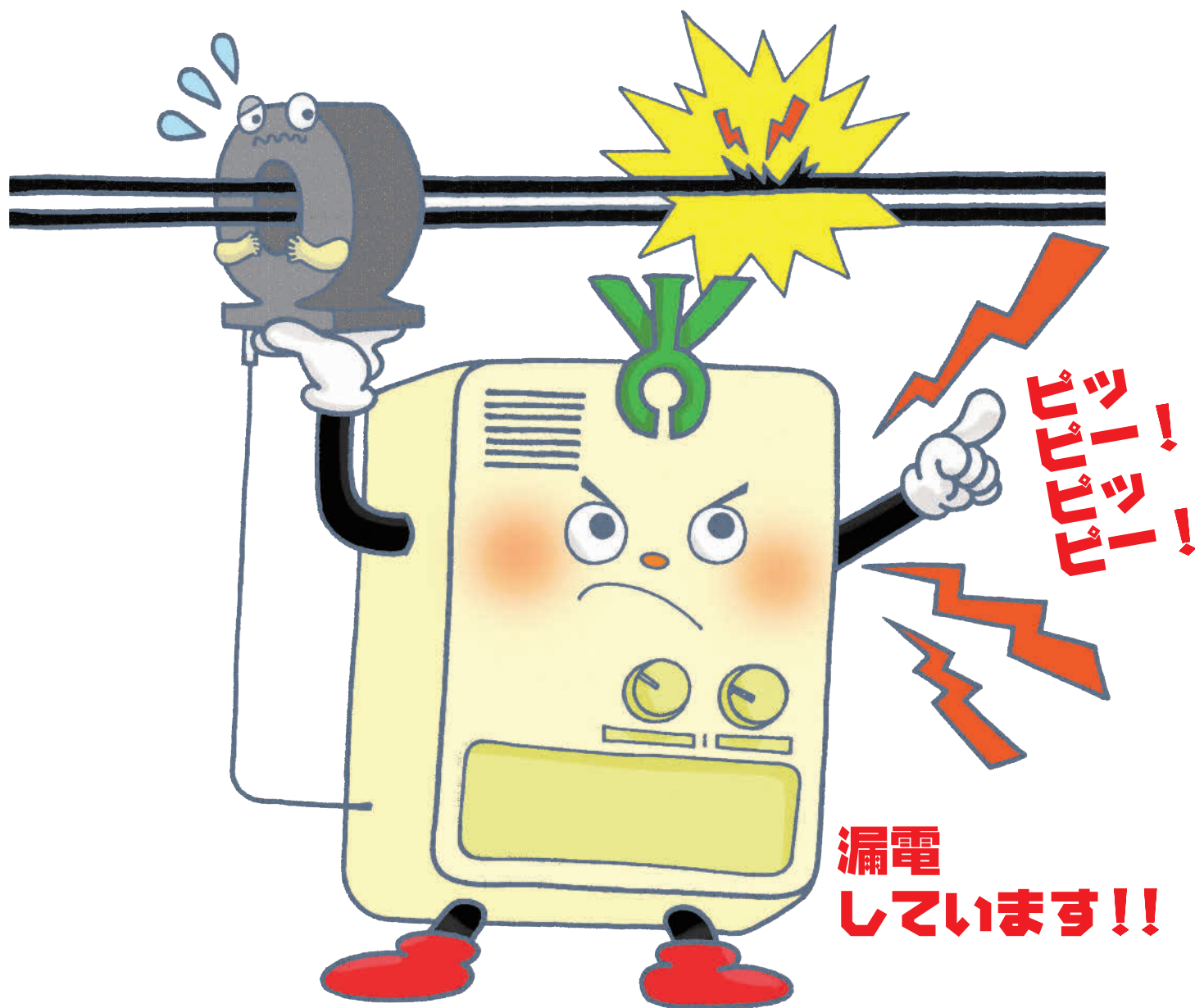




漏電火災警報器

漏電火災から家財を守ります！



漏電火災警報器は
左図の自己認証規格適合表示が付された製品を
お使いください。

漏電火災警報器 検定品と自主表示品の取扱い

区 分		検 定 品		自主表示品
適合規格		旧規格（昭和 51 年規格）（1976 年）		現規格（平成 25 年規格） （2013 年）
		現規格に 不適合	現規格に 適合	
表 示				
適合型式の 番号等の例	受信機 変流器	漏受第 1 8～1 号 漏変第 5～1 号		E 0 3 0 4 0 1 A Z 0 3 0 5 0 1 A
(17条設備) 防火対象物	新規設置	平成 29 年 3 月まで (2017 年 3 月)	設置可能（期間制限なし）	
	継続使用	平成 39 年 3 月まで (2027 年 3 月) 以降は現規格 適合品に交換が必要	使用可能（期間制限なし）	
上記以外の 一般設備	新規設置	特に制限なし		
	継続使用	特に制限なし		

政令施行

(平成 26 年 4 月 1 日) (平成 29 年 3 月 31 日) (平成 39 年 3 月 31 日)

(2014 年 4 月 1 日) (2017 年 3 月 31 日) (2027 年 3 月 31 日)

検 定 品	昭和 37 年(1962 年) 規格適合品	昭和 57 年 2 月末日 型式失効(1982 年 2 月末日)		
	昭和 44 年(1969 年) 規格適合品	平成 2 年 2 月末日 型式失効(1990 年 2 月末日)		
	昭和 51 年規格 に 適合品 (1976 年)	現規格 に 不適合	防火対象物への新規設置可能な期限 (変流器・受信機)	継続使用 不可 変流器 ・ 受信機
			防火対象物での使用期限 (変流器・受信機)	
	現規格 に 適 合	防火対象物への新規設置・継続使用に制限なし		
		※検定品で現行規格に適合している型式は、現在調査中です		
自 主 表 示 品	平成 25 年(2013 年) 規格適合品	防火対象物への新規設置・継続使用に制限なし		

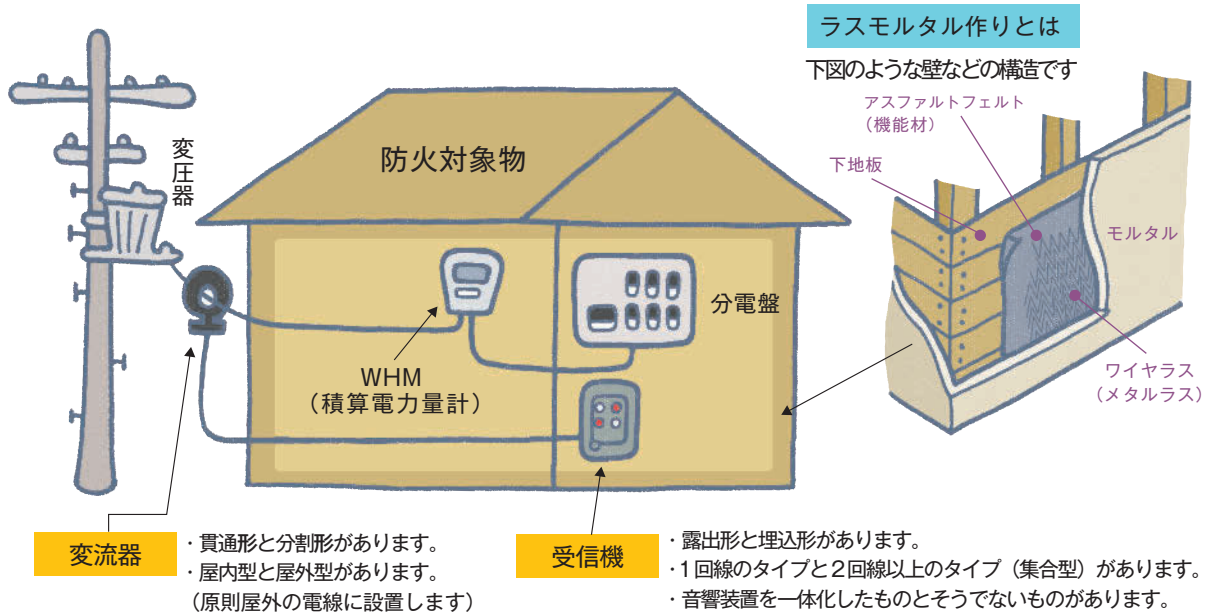
改訂理由

旧規格に基づく検定品の取扱いについて型式失効という表現をしていたが、このたび消防庁より型式失効をかけない方針が示されたことから、この部分の表現を改めて修正したものである。検定品でも現行規格に適合している機器であれば、新規設置・継続使用に制限はないことを追記した。なお、設置後一定期間を経過した機器については、自主表示品に更新することが望ましい。

漏電火災警報器の用途

☆消防法の対象として…

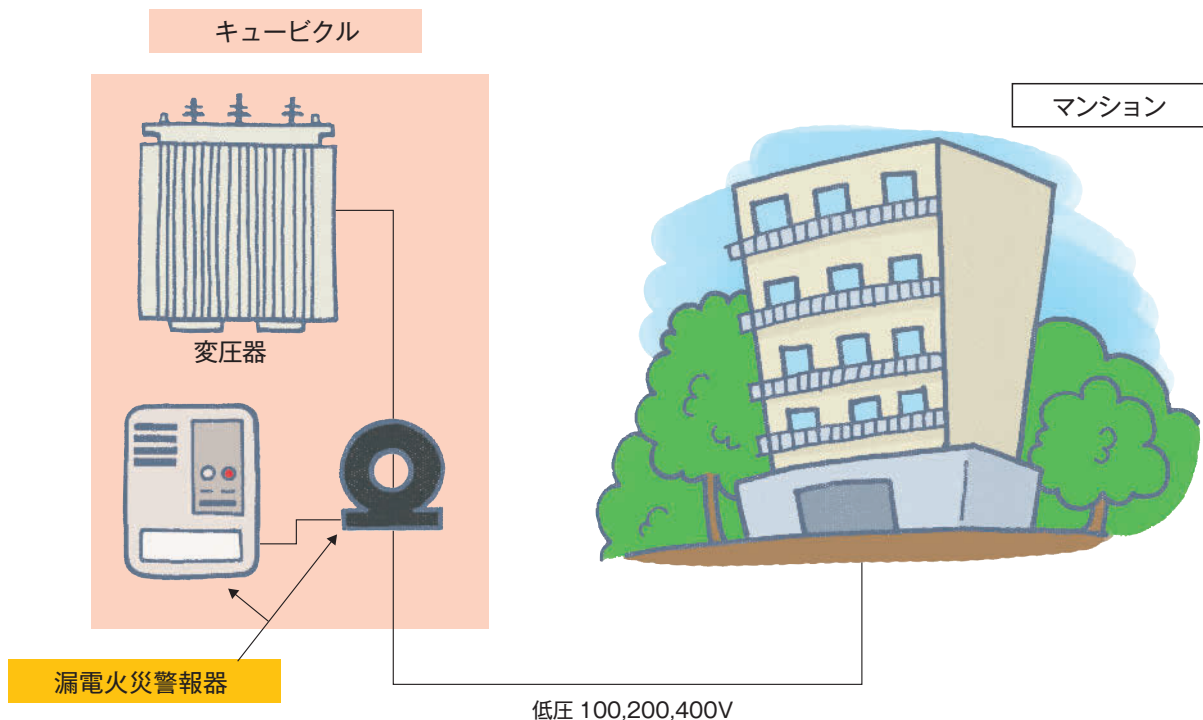
- ・ラスモルタル作りの建築物に設置義務があります。
(建物の延べ面積や、契約電流容量などで設置の要否が分かります。)



◎漏電火災警報器は、受信機と変流器で構成されます。

☆その他に…

- ・マンションのキュービクルなどに絶縁監視のため取り付けられることがあります。





漏電火災警報器 Q&A

★基本的事項（一般対象）

Q1

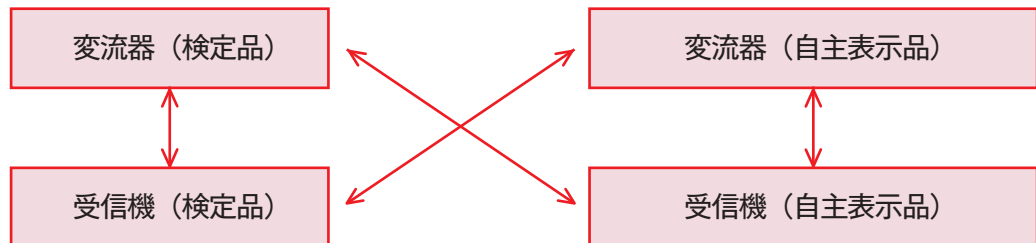
漏電火災警報器とは何ですか？

関連する質問

- ① 一般の漏電リレーとどこが違うのですか？
- ② 自主表示とは何ですか？
- ③ 音響装置を鳴らさないようにできますか？

A1

- ① 漏電火災警報器は、商用電路に火災に至るような漏電が発生した際に警報を発し、火災を未然に防ぐものです。
- ② 消防法の改正により平成26年4月1日より漏電火災警報器は「検定」→「自主表示」へ移行しました。
この改正は公益法人事業仕分けの結果を踏まえて自主検査の拡大に対応したものでこれにより「型式番号」→「届出番号」に変わりました。
(届出番号)のないものは消防用設備として販売したり、使用したりできません。
この変更前後において製品の特性に違いはないため、検定品と自主表示品は全ての組合せにて接続可能です。



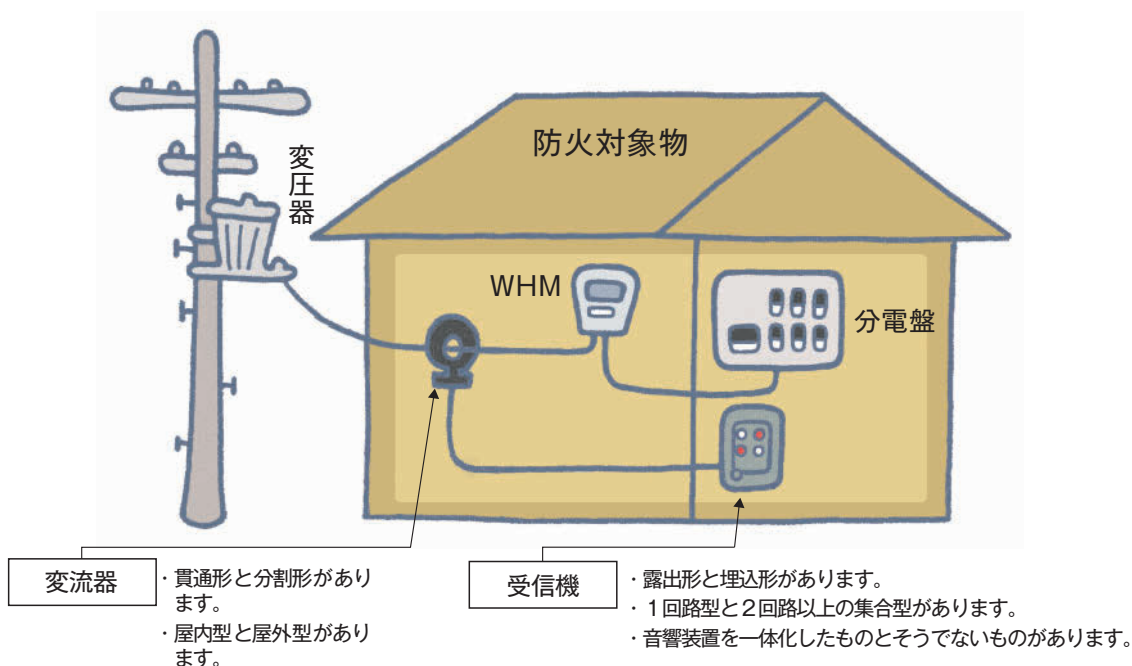
- ③ 製品を改造して使用することはできません。(漏電発生時のブザー音を停止させたい場合は、受信機のブザー停止ボタンを押してください。)

Q2

機器の構成と動作原理を教えてください。

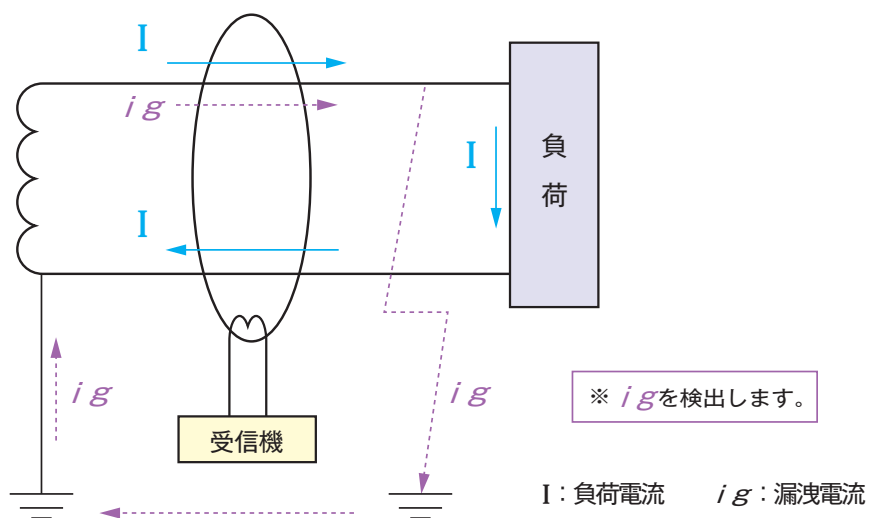
A2

- ・変流器と受信機と音響装置で構成されます。
- ・変流器で漏電（電路の往復電流の差分）を検出し、受信機で漏電の大きさを判定し、設定値（感度電流）以上の漏電がある場合は、音響装置が警報を発します。
- ・音響装置は受信機と一体になったものとそうでないものがあります。



原理の説明

漏電が発生した際の往路と復路の電流の差分 (i_g) を変流器で検出し受信機が大きさを判定して音響装置（ブザーなど）で知らせます。



★設置に関する事項 (関係者対象)

Q3 どこ (どのような建物) に設置するのですか？

- A3**
- ・ 消防法施行令第 22 条に規定される、ラスモルタルによる建築物で施行令別表第一に示す防火対象物のうち、広さもしくは契約電流が同条に指定される大きさ以上のものに設置する義務があります。

Q4 取り付け工事はどのようにすればよいですか？

- A4**
- ・ 設置の判断などは消防設備士が行いますが、交流 100V や 200V など商用電路に係わる部分の工事には電気工事士の資格が必要です。

Q5 設置時の試験と届けはどのようにするのですか？

- A5**
- ・ 消防法施行令第 35 条に示す防火対象物 (特定防火対象物で面積が 300 m²以上のものなど) については、設置工事が完了して 4 日以内に関係者は消防長または消防署長に届け出て検査を受けることが必要です。
 - ・ 届けには、「消防用設備等設置届出書」と「漏電火災警報器試験結果報告書」「配線の試験結果報告書」が必要になります。
 - ・ 消防用設備等設置届出書は建築物の関係者が、試験結果報告書は試験の実施者が記入します。

★警報時の対応に関する事項 (関係者対象)

Q6 警報が出た場合はどうすればよいのですか？

- A6**
- ・ 電気管理者等に点検・調査を依頼し、原因を取り除いてもらう必要があります。
 - ・ 負荷の電源を切ってもよい場合は、分電盤の分岐回路のブレーカーを一旦全部「切」にして、警報が止まるかどうかを見ます。
止まらなければ、分電盤より電源側で漏電しています。
止まるようなら分電盤より負荷側の回路で漏電していますので (復帰が手動の場合は一旦復帰させることが必要です)、1 回路ずつ「入」にして行き、再び警報が発生した回路が漏電を起こしていますので、その回路だけ「切」にしておきます。
その後、電気管理者等に点検・検査を依頼します。

★点検・保守(メンテ)に関する事項(関係者対象)

Q7 点検はどうすればよいのですか？

A7

- ・ 外観と試験ボタン等による簡易な操作で行う機能点検(6ヶ月に1回以上)と作動試験、絶縁抵抗、接地抵抗、音量の良否について詳細に行う総合点検(1年に1回以上)とがあり、消防設備士あるいは消防設備点検資格者が行うことになっています。
- ・ 点検の結果は維持台帳に記録するとともに、定められた様式の点検結果報告書に点検票を添付して、特定防火対象物では1年に1回、その他の防火対象物では3年に1回消防長または消防署長に報告することになっています。

Q8 故障の場合はどうすればよいのですか？

A8

- ・ メーカーに直接お問い合わせください。

Q9 メーカーを教えてください。

A9

- ・ 次のとおりです

オムロン株式会社	〒600-8530 京都市下京区塩小路通堀川東入 TEL:075-344-7000
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 TEL:03-3436-7011
	会社: http://www.omron.co.jp/index2.html 製品: http://www.fa.omron.co.jp/products/family/852/download/catalog.html
河村電器産業株式会社	〒489-8611 愛知県瀬戸市暁町3番86 TEL:0561-86-8111
	会社: http://www.kawamura.co.jp/ 製品: http://www.kawamura.co.jp/catalog/category/system.html
泰和電気工業株式会社	〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目7番16号 第3小森谷ビル2階 TEL:03-3432-2521
	会社: http://www.taiwadenki.co.jp/ 製品: http://www.taiwadenki.co.jp/product/
テンパール工業株式会社	〒732-0802 広島市南区大州3-1-42 TEL:082-282-1341
	会社: http://www.tempearl.co.jp/ 製品: http://www.tempearl.co.jp/products/da
光商工株式会社	〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-14 (光ビル) TEL:03-3573-1351
	会社: https://www.hikari-gr.co.jp/index.html 製品: https://www.hikari-gr.co.jp/products/search/product02/list005

Q10 交換時期はどのように考えればよいですか？

- A10
- ・使用状態や外観・機能の損傷程度にもよりますが、一般的には設置から十数年以上経過しており機能等に異常がある場合は電子部品の寿命が考えられますので交換をお勧めします。
 - ・設置義務がある防火対象物で、交換により型式番号又は届出番号が変わる場合は、新たな設置と同じ扱いになります。

Q11 漏電火災警報器に使用有効期限のようなものがありますか？

- A11
- ・特にありませんが、検定の型式番号が失効したものがあります。
いずれも、昭和 37 年規格、昭和 44 年規格に基づいて製造された古い製品ですが、その後の科学技術の進展に応じて昭和 51 年に規格が改正され、それ以前の規格に基づいて製造されたものは型式失効となりました。
設置の義務付けがある防火対象物では法令で使用ができませんので、交換が必要です。
 - ・また、設置の義務付けのない建築物においても、このように古い製品は品質・機能面で劣化が懸念されますので、安全上の観点から交換をお勧めします。

◎型式失効品一覧表 ①昭和37年(電気火災警報器)規格品

会社名	型式番号
オリエンタル電気株式会社	第6号 第9号 第9～1号から第9～3号 第11号 第11～1号 電第11～2号から 電第11～10号 電第43～2号
河村電器産業株式会社	電第42～1号 電第42～1～1号 電第42～7号
泰和電気工業株式会社	電第7号 電第7～1号から 電第7～10号 電第44～1号
立石電機株式会社	第10号 第10～1号 電第10～2号から 電第10～9号 電第42～4号 電第42～8号 電第43～3号
テンパール工業株式会社	第3号 第3～1号から第3～7号 電第3～8号から 電第3～17号 電第41～5号 電第41～5～1号から 電第41～5～11号
東芝電材株式会社 (東京芝浦電気株式会社)	電第42～2号 電第42～2～1号から 電第42～2～4号 電第42～3号 電第42～3～1号から 電第42～3～4号
株式会社日動製作所	第2号 第2～1号から第2～3号 電第2～4号から 電第2～10号 電第39号～1号 電第39～1～1号から 電第39～1～2号 電第41～21号 電第41～21～1号から 電第41～21～3号 電第42～6号

会社名	型式番号
長谷川電機工業株式会社	第4号 第4～1号 第12号
長谷川電機工業株式会社	電第4～2号 電第40～2号 電第40～2～1号から 電第40～2～16号
光商工株式会社	第8号 電第8～1号から 電第8～16号 電第41～11号 電第41～11～1号 電第41～12号 電第41～12～1号 電第41～14号 電第41～14～1号から 電第41～14～2号 電第41～15号 電第41～15～1号から 電第41～15～2号 電第41～16号 電第41～16～1号 電第41～17号 電第41～17～1号 電第41～18号 電第41～18～1号 電第41～19号 電第41～19～1号 電第42～5号
パナソニック電工株式会社 (旧松下電工株式会社)	第5号 第5～1号から第5～5号 電第5～6号から 電第5～14号 電第40～3号 電第40～3～1号から 電第40～3～19号 電第41～1号 電第41～6号から 電第41～9号 電第43～1号 電第43～1～1号から 電第43～1～9号
安全電器株式会社 沖電気工業株式会社 株式会社日幸電機製作所 株式会社日立製作所 株式会社明電舎	全製品

◎型式失効品一覧表 ②昭和44年(漏電火災警報器)規格品

会社名	級	型式番号
オリエンタル電気株式会社	1	電第 44～6 号
	1	電第 44～6～1号から 電第 44～6～11 号
	1	電第 45～1 号
オリエンタル電気株式会社	1	電第 45～31 号
	1	電第 46～5 号
	1	電第 46～5～1号から 電第 46～5～5 号
	1	電第 46～6 号
	1	電第 46～6～1号から 電第 46～6～13 号
	1	電第 49～1 号
	1	電第 50～2 号
	1	電第 50～3 号
	2	電第 45～4 号
	2	電第 45～4～1 号
河村電器産業株式会社	1	電第 45～24 号
	1	電第 45～24～1 号
	1	電第 45～26 号
	1	電第 45～26～1 号
	1	電第 46～3 号
	1	電第 46～3～1 号
	1	電第 46～4 号
	1	電第 46～4～1号から 電第 46～4～3 号
	2	電第 45～7 号
2	電第 45～21 号	
泰和電気工業株式会社	1	電第 44～7 号
	1	電第 44～7～1号から 電第 44～7～11 号
	1	電第 45～3 号
	2	電第 45～14 号
	2	電第 45～14～1 号
立石電機株式会社	1	電第 45～2 号
	1	電第 45～2～1号から 電第 45～2～5 号
	1	電第 45～17 号
	1	電第 45～17～1 号
	1	電第 45～17～2 号
	1	電第 45～25 号
	1	電第 45～25～1 号
	2	電第 45～11 号
2	電第 45～11～1 号	
中部精機株式会社	2	電第 50～1 号

会社名	級	型式番号
テンパール工業株式会社	1	電第 45～18 号
	1	電第 45～18～1号から 電第 45～18～6 号
	1	電第 45～20 号
	1	電第 45～20～1号から 電第 45～20～4 号
	1	電第 47～1号から 電第 47～3 号
2	電第 45～10 号	
東芝電材株式会社 (東京芝浦電気株式会社)	1	電第 45～19 号
	1	電第 45～19～1 号
	1	電第 46～1 号
	1	電第 46～2 号
	1	電第 49～2号から 電第 49～4 号
	2	電第 45～9 号
	2	電第 45～9～1 号
2	電第 49～5 号	
株式会社日動製作所	1	電第 45～15 号
	1	電第 45～15～1号から 電第 45～15～4 号
	1	電第 45～16 号
	1	電第 45～16～1 号
	1	電第 45～22 号
	1	電第 45～22～1 号
	1	電第 45～30 号
	1	電第 48～1 号
	1	電第 48～1～1号から 電第 48～1～3 号
	2	電第 45～8 号
	2	電第 45～8～1 号
	2	電第 49～6 号
	2	電第 49～6～1 号
長谷川電機工業株式会社	1	電第 45～23 号
	1	電第 45～23～1号から 電第 45～23～8 号
	2	電第 45～13 号
	2	電第 45～13～1 号
光商工株式会社	1	電第 45～5 号
	1	電第 45～5～1 号
	1	電第 45～29 号
	1	電第 45～32 号
	1	電第 45～32～1 号
	2	電第 45～6 号
2	電第 45～6～1 号	

会社名	級	型式番号
パナソニック電工 株式会社 (旧松下電工株式会社)	1	電第 44～2 号
	1	電第 44～2～1 号から 電第 44～2～6 号
	1	電第 44～3 号
	1	電第 44～3～1 号から 電第 44～3～6 号
	1	電第 44～4 号
	1	電第 44～4～1 号から 電第 44～4～2 号
	1	電第 44～5 号
	1	電第 44～5～1 号から 電第 44～5～2 号
	1	電第 45～27 号
	1	電第 45～28 号
株式会社明電舎	2	電第 45～33 号
	2	電第 45～12 号

漏電火災警報器 受信機届出番号一覧 (漏電火災警報器技術委員会会社分のみ)
 (掲載は五十音順)

整理 No	会社名	届出番号	型式
1	オムロン株式会社	E010201A	AGD-N52
2	オムロン株式会社	E010202A	AGD-NY5
3	オムロン株式会社	E010203A	AGD-N52
4	オムロン株式会社	E010204A	AGD-U2
5	河村電器産業株式会社	E020602A	LGR1
		E020608A	
6	河村電器産業株式会社	E020603A	LGR2
		E020609A	
7	河村電器産業株式会社	E020604A	LGR3
		E020610A	
8	河村電器産業株式会社	E020605A	LGR3R
		E020611A	
9	河村電器産業株式会社	E020301A	LGR1H
		E020302A	
10	河村電器産業株式会社	E020601A	LGR1U
		E020614A	
11	河村電器産業株式会社	E020606A	LGR5S
		E020612A	
12	河村電器産業株式会社	E020607A	LGR10S
		E020613A	
13	泰和電気工業株式会社	E030401A	LGA-6B2/6F2
14	泰和電気工業株式会社	E030402A	UP-10LA
15	泰和電気工業株式会社	E030403A	LGA-7B/7F
16	テンパール工業株式会社	E040801A	EF-4A
17	テンパール工業株式会社	E040802A	EF-4WA
18	テンパール工業株式会社	E040803A	EF-KA
19	テンパール工業株式会社	E040804A	EF-KWA
20	テンパール工業株式会社	E040701A	EF-4NA
21	テンパール工業株式会社	E040702A	EF-4WNA
22	テンパール工業株式会社	E040901A	EF-4MA
23	テンパール工業株式会社	E040902A	EF-4WMA
24	光商工株式会社	E051001A	LD-25
25	光商工株式会社	E051002A	LD-24A